

座間市民活動サポートセンターソーシャルネットワーキングサービス運用基準

(目的)

第1条 この基準は、座間市民活動サポートセンター（以下、サポートセンターという。）が行う市民活動支援に関する情報発信の手段の一つとして、ソーシャルネットワーキングサービス（以下、SNS という。）の公式アカウントを取得し、運用することに関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この基準により運用する SNS の種類は次のとおりとする。

- 1) X (旧 Twitter) 短文の投稿を中心とした SNS
- 2) Instagram (インスタグラム) 写真や動画の投稿を中心とした SNS
- 3) Facebook (フェイスブック) 写真や動画の投稿を中心とした SNS

(アカウント)

第3条 SNS のサポートセンター公式アカウントを取得し、運用管理を行うものとする。

- 2 アカウントの運用管理責任者は、センター長とする。
- 3 アカウントのパスワード等は、運用管理責任者が指名した職員のみが運用し、ログインに使用する情報端末・機器は、サポートセンター所管のものとする。

(投稿)

第4条 投稿内容は、原則としてサポートセンター事業にかかる情報提供やサポートセンターの PR に関する内容とする。

- 2 コメントに対する返信はしないものとする。

(フォロー)

第5条 他のアカウントのフォローは、原則としてしないものとする。

(トラブル対応)

第6条 サポートセンターがポストした内容に誤りがあった場合は、速やかに訂正する。

- 2 想定を超える批判、誹謗、中傷等のコメントが殺到する事態が発生したときは、必要に応じて適切な対応を取るものとする。
- 3 サポートセンター公式アカウントが乗っ取りやなりすまし等の被害を被った場合は、速やかに対策を講じるものとする。

(その他)

第7条 サポートセンター公式アカウントに関し、必要が生じたときは、その運用を停止し、アカウントを削除するものとする。

附 則

この基準は、公表の日から施行する。